

手数料返戻に関する事項

当事業所は、紹介により就職した求職者が就職日（試用期間がある場合には、試用期間の開始日）より 180 日以内に、自己の都合により、または求職者の責に帰すべき事由により解雇された場合には、手数料の一部を返戻するものとします。

ただし、休職者の離職日から 30 日以内に当事業所へ退職の連絡を行うものとし、30 日を超えて連絡があった場合には、理由のいかんにかかわらず、返金はいりません。

就職日から離職日までの日数	手数料返戻率
90 日以下	50%
91 日超 180 日以下	25%
181 日以上	なし